

固定資産税の減額制度

【耐震改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす耐震改修工事を行った既存住宅の翌年度分（通行障害既存耐震不適格建築物であった場合は、改修後2年度分）の固定資産税（家屋分）を申告により、2分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

■申告期限原則改修工事後3か月以内

【バリアフリー改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たすバリアフリー改修工事を行った既存住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1減額します。

■申告期限原則改修工事後3か月以内

【省エネ改修工事に伴う減額】

一定の要件を満たす省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）をした住宅の翌年度分の固定資産税（家屋分）を申告により、3分の1（長期優良住宅は3分の2）減額します。

■申告期限原則改修工事後3か月以内

【長期優良住宅建築に伴う減額】

一定の要件を満たす長期優良住宅認定を受けた新築住宅について、申告により5年度分（建築確認申請書

で3階建て以上の中高層耐火、準耐火住宅と確認できるものは7年度分）の固定資産税（家屋分）を減額します。

■申告期限新築した年の翌年の1月31日まで

他長期優良住宅の認定については、東京都多摩建築指導事務所建築指導第二課（☎042-464-2154）にお問い合わせください

◆共通◆

■申告書配布場所 資産税課（市役所第二庁舎3階）、市ホームページ

■注意事項 新築軽減など他の減額措置と同時に適用はできません（バリアフリー改修工事と省エネ改修工事は、同時に適用できません）

他要件等詳しくはお問い合わせください

申市所定の申告書に必要事項を明記し、必要書類を添えて、資産税課家屋係（☎042-387-9821）へ

【その他の住宅改修を支援する制度】

- ▽木造住宅耐震改修助成金
- ▽まちづくり推進課住宅係（☎042-387-9861）
- ▽重度の下肢・体幹機能障がい等がある方への住宅設備改善支援
- ▽自立生活支援課相談支援係（☎042-387-9841）
- ▽自立支援のための住宅改修
- ▽介護福祉課高齢福祉係（☎042-387-9843）
- ▽介護保険制度の住宅改修
- ▽介護福祉課介護保険係（☎042-387-9822）

国民年金

追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や若年者猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。なお、学生納付特例等を受け

た年度から起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乘せされます。（右表）納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。☎保険年金課国民年金係（☎042-387-9844）

国民年金保険料追納額等（平成30年度）（月額）

免除を受けた年度	各年度当時の保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除等	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成20年度	14,410円	15,170円	11,380円	7,580円	3,790円
平成21年度	14,660円	15,260円	11,440円	7,630円	3,810円
平成22年度	15,100円	15,520円	11,640円	7,760円	3,880円
平成23年度	15,020円	15,310円	11,470円	7,650円	3,820円
平成24年度	14,980円	15,160円	11,360円	7,580円	3,780円
平成25年度	15,040円	15,130円	11,350円	7,570円	3,780円
平成26年度	15,250円	15,280円	11,460円	7,640円	3,820円
平成27年度	15,590円	15,610円	11,700円	7,800円	3,900円
平成28年度	16,260円	16,260円	12,190円	8,130円	4,060円
平成29年度	16,490円	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円

※平成28・29年度は、加算額はありせん

職員募集

■年齢等要件▷非常勤は65歳定年制のため、昭和28年4月2日以降に生まれた方▷国籍は問いません
 他要項は、市ホームページからもダウンロードできます
 問職員課人事研修係（〒184-8504住所不要・市役所本庁舎1階 ☎042-387-9808）



採用年度	区分	業務名	勤務時間	報酬等	資格等要件	募集人数	採用予定日	要綱配布・申し込み
平成30年度	任期付	保育士（育児休業代替）	7：00～19：00の間で1日7時間45分（ローテーションにより土曜日の勤務あり）	月額201,365円	保育士証の交付を受けている方	若干名	8月1日	7月11日（水）までに、職員課へ。郵送の場合は10日必着
		保育士業務	月曜～土曜日のうち週5日、7：00～19：00の間で、1日6時間勤務（割り振りは所属長が定める。必要に応じ時間外勤務あり）	月額185,900円	保育士証の交付を受けている方	若干名		
	非常勤	保育士補助業務	週5日、月曜～金曜日、7：00～11：00または15：30～19：00の間で、1日1.5～3時間勤務。週15時間程度（必要に応じ土曜日の勤務あり）	時給1,200円	-	5～10人		
		保育園給食調理業務	月曜～土曜日のうち週5日、8：15～17：00の間で、1日6時間勤務（割り振りは所属長が定める。必要に応じ時間外勤務あり）	月額157,200円	-	各1人		
		難病患者等周辺相談業務	月曜～金曜日のうち週4日（割り振りは所属長が定める）8：30～17：00	月額244,000円	保健師の資格を有する方			
		精神保健福祉士業務	月曜～金曜日のうち週4日（割り振りは所属長が定める）8：30～17：00	月額227,800円	精神保健福祉士登録証の交付を受けている方			